

文化審議会著作権分科会の概要

1 設置の趣旨

(1) 文化審議会の設置

中央省庁等改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省（文化庁）に設置。

(2) 著作権分科会の設置

従来の著作権審議会の機能を引き継ぐものとして、文化審議会令により、文化審議会の一分科会として設置。

2 著作権分科会の所掌事務（文化審議会令第5条）

- (1) 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 著作権法、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律及び著作権等管理事業法の規定に基づき、補償金、使用料等に関する事項を処理すること。

3 文化審議会の構成

【主な所掌事務】

